

=日本産原産地証明書の記載要領=

*典拠インボイス記載内容の転記を原則とする

1. Exporter (輸出者)
実際に輸出を行う企業名 (個人名)、住所を記載。 *国名(JAPAN)は必須
 2. Consignee (荷受人)
荷物を受けとる企業名 (個人名)、住所を記載。 *国名は必須、インボイスの荷揚地との整合性の確認が必要
 3. No. and date of Invoice (インボイス番号と日付)
典拠資料であるインボイスの番号・作成日を記載。
典拠インボイスの日付が証明申請日 (9.欄) と同日かそれ以前であることを確認。
 4. Country of Origin (原産国)
①当該製品が日本で生産または製造された場合は、JAPAN と記載。
②当該製品が日本以外で生産または製造された場合は、当該原産国を記載。
*なお、原産国が異なる商品を混載する場合は、すべての原産国を記載する。この場合、7.欄の商品名にはそれぞれの原産国を明記する。JAPAN 以外は、外国産の根拠となる典拠資料が必要
 5. Transport details (輸送手段詳細)
輸送手段およびルートに記載。詳細な記載がない場合はインボイスにて確認。
確認のポイントは、①日本国内からの輸出 ②船便であれば既に船名が決定している ③証明申請日が船積み後6ヵ月以内である ④貿易条件と積地・荷揚地・最終仕向地の整合性がとれている
【記載例】 From : 積出地、国名 To : 荷揚地、国名 Via : 経由地名 by : 積載船 (機) 名 on or about : 出港 (予定) 年月日
 6. Remarks (備考)
空欄を原則とするが、他の欄の指定事項以外の内容を記載可。輸出者の必要に応じ、支払条件・Order No.など日本の輸出者とその直接の輸入契約者に係る内容を記載する。直接輸入契約者とその転売先とのL/C番号、契約番号等は記載できない。本欄には、輸出者の宣誓文は記載不可。
 7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods (荷印、荷番号、梱包数と種類、商品名)
①Marks, numbers : 梱包または容器等に表示してある荷印・荷番号を記載する。荷印がない場合は、Unmarked、No mark (NM)、No number (NN)、NIL と記載。
②number and kind of packages : 梱包数と種類を記載。
③description of goods : HS コード6桁に相当する一般的な商品名を記載。ブランド名や商品コードのみの記載は不可。
 8. Quantity (数量)
具体的な数量を記載する。梱包の数量のみの記載は不可。
 9. Declaration by the Exporter (輸出者宣誓)
証明申請日、サイナー名、サインを記載。商工会議所に登録済みの方のサインのみ受け付ける。
申請日が典拠インボイスの日付より前のものは不可。(同日は可)
 10. Certificate (商工会議所認証)
商工会議所の認証欄のため、申請者による記載は不可。
また、商工会議所の認証日付は証明した日付を記載。日付を遡っての証明は不可。
- * Print ORIGINAL or COPY
必ず「ORIGINAL」もしくは「COPY」と記載。
ORIGINALは3枚まで認め、その場合の表示は次の方法による。
例1) 1枚目: ORIGINAL-1 2枚目: ORIGINAL-2 3枚目: ORIGINAL-3 4枚目以降: COPY
例2) 1枚目: ORIGINAL 2枚目: ORIGINAL 3枚目: ORIGINAL 4枚目以降: COPY